

一部の郵便局でマイナンバーカードの申請受付を開始します

9月24日(火)から、市内3カ所の郵便局でマイナンバーカードの申請受付を開始します。詳しくは、[千葉市 マイナンバー 郵便局](#) 🔍

取り扱い郵便局

千葉新宿郵便局、野呂郵便局、千葉高浜郵便局
*受付時間＝平日9:00～16:00

対象手続き

- マイナンバーカードの申請・交付（新規・更新）
- マイナンバーカードの紛失・返納届出

📍市マイナンバーコールセンター ☎400-3147
区政推進課 📠245-5155

平和公園 返還墓地使用者の募集

再整備が完了した返還墓地の使用者を募集します。

形態、募集区画数など

形態	区画面積	募集区画数	永代使用料 (墓石代、工事費は別)	管理料 (年額)
芝生墓地	4㎡	80	625,000円	5,020円
	5㎡	50	781,250円	
普通墓地	4㎡	20	625,000円	
	5㎡	20	781,250円	

*永代使用料は一括納付

申込資格 次の条件を全て満たす方

- 市内に住所があり、1年以上継続して居住している
- 焼骨（分骨不可）を所持し、祭祀を主宰する
- 桜木霊園・平和公園（納骨堂を除く）の墓地の使用許可を受けていない
- 申込者と焼骨との続柄が、配偶者、2親等内の血族、または千葉市パートナーシップ宣誓をしている方のいずれか

申込方法 10月25日(金)消印有効。申込みのしおり（10月1日(火)から平和公園管理事務所、桜木霊園管理事務所、生活衛生課、区役所総務課で配布）に添付の申込書を、〒265-0066若葉区多部田町1492-2平和公園管理事務所へ郵送。電子申請も可（10月1日(火)8:30～25日(金)17:00受信分有効）。

公開抽選 11月22日(金)9:30～11:30に、市役所1階正庁で公開抽選（利用区画の抽選も）。結果は12月に全員に通知します。当選した方は12月中に資格審査を行い、3月上旬に使用開始予定です。

📍平和公園管理事務所 ☎228-2057 📠228-4266

10月は3R推進月間

へらそうくんフェスタ

かけがえのない豊かな自然環境を未来に残していくため、毎日の生活から出るごみを減らし、環境にやさしい社会を築くことが求められています。この機会に、自分にできることは何かを考えてみませんか。

詳しくは、[へらそうくんフェスタ2024](#) 🔍

日時 10月12日(土)
10:00～15:00
会場 アリオ蘇我1階サンコート
イベント広場
内容 環境にやさしい素材でできた園芸ポットの絵付けコーナー、紙芝居、ごみ減量クイズ、へらそうくんの出演など

📍廃棄物対策課 ☎245-5603 📠245-5624



子育て・新婚世帯、パートナーシップ宣誓をしたカップルが対象 住宅団地への転居費用を補助します

市内の高経年住宅団地へ転居する子育て世帯などに、必要な費用の一部を補助します。

対象者 ①小学生以下子ども（出産予定の子どもを含む）がいる子育て世帯

②2024年1月1日以降に婚姻届が受理された新婚世帯

③2024年1月1日以降に千葉市パートナーシップ宣誓をしたカップル

対象経費 市内の高経年住宅団地へ転居した場合の住居費、引越費用、リフォーム費用

補助額 最大30万円
*②③は夫婦またはカップルの双方が29歳以下の場合、最大60万円

申請方法 来年3月31日(月)必着。申請書（ホームページから印刷。住宅政策課でも配布）と必要書類を、〒260-8722千葉市役所住宅政策課へ持参または郵送。予算に達し次第終了。

補助金の対象となる高経年住宅団地やその他の要件など詳しくは、[千葉市 団地住替え支援](#) 🔍

📍住宅政策課 ☎245-5809・5849 📠245-5887



定額減税調整給付金の申請は 10月31日(木)まで

給付金の支給対象の方で申請を行っていない場合は、10月7日(月)に再度、確認書を送付します。

給付金を受け取るためには、10月31日(木)までに申請が必要です。期限までに申請がない場合、給付金を受け取ることができなくなりますので、確認書が届いた方は申請してください。

詳しくは、[千葉市 定額減税調整給付金](#) 🔍

相談窓口（支給対象の確認・申請はできません）

🕒10月31日(木)までの平日9:00～17:00

📍さぼーる11階、花見川区役所2階、稲毛区役所1階、若葉区役所1階、緑区役所3階、美浜区役所1階

📍市定額減税調整給付金コールセンター

☎0120-682-017（平日9:00～17:00）

耳や言葉の不自由な方

📠050-1799-0206 📧info@chiba.chousei-kyuuhu.jp

価格高騰重点支援給付金

新生児を対象としたこども加算の申請は10月31日(木)まで

令和6年度価格高騰重点支援給付金の受給世帯で、新生児（6月4日～9月30日生まれ）を扶養している場合、こども加算を受給するためには、個別に申請が必要となります。申請がお済みでない場合は、10月31日(木)までに申請してください。

なお、新生児のこども加算以外の令和6年度価格高騰重点支援給付金の申請受付は9月30日(月)に終了しました。

申請方法など詳しくは、コールセンターへお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。[千葉市 令和6年度こども加算](#) 🔍

📍市価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎0120-592-028（平日9:00～17:00）

耳や言葉の不自由な方

📠245-5541 📧kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp